

○厚生労働省令第四百十二号
 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令の一部を改正する省令（平成三十三年厚生労働省令第八十八号）
 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。
 平成三十三年十二月十一日
 厚生労働大臣 根本 匠

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。</p>														
<table border="1"> <tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>指定の日</th></tr> <tr><td>財団法人東洋療法研修試験財団（平成二年三月二十八日に財団法人東洋療法研修試験財団という名称で設立された法人をいう。）</td><td>東京都台東区上野七丁目六番五号</td><td>平成四年十月一日</td></tr> </table>	名称	主たる事務所の所在地	指定の日	財団法人東洋療法研修試験財団（平成二年三月二十八日に財団法人東洋療法研修試験財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都台東区上野七丁目六番五号	平成四年十月一日	<table border="1"> <tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>指定の日</th></tr> <tr><td>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。</td><td>東京都港区芝大門一丁目十六番三号</td><td>平成四年十月一日</td></tr> </table>	名称	主たる事務所の所在地	指定の日	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。	東京都港区芝大門一丁目十六番三号	平成四年十月一日	<p>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。</p>
名称	主たる事務所の所在地	指定の日												
財団法人東洋療法研修試験財団（平成二年三月二十八日に財団法人東洋療法研修試験財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都台東区上野七丁目六番五号	平成四年十月一日												
名称	主たる事務所の所在地	指定の日												
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。	東京都港区芝大門一丁目十六番三号	平成四年十月一日												

附則

この省令は、公布の日から施行し、改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令の規定は、平成三十年七月二十三日から適用する。

告

示

○財務省告示第三百二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十一年十一月一日に発行した利付国債の発行条件等をおり告示する。
 平成三十一年十二月十一日
 財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号

利付国債債券（二年）（第三百九十四回）
 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札で

五 募入決定の方法

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六 発行額

額面金額で一兆七千三百六十億円
 うち、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千三百八十六億三千万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千九百七十三億九千七百万円
 特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千六百三十億円

ハ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行

国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行
 特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債

ロ 国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債